

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会
「クリエイターへの適切な対価還元について」

議論の整理（案）

I. クリエーターへの対価還元についての現状（平成 28 年度審議経過報告より）

1. 私的録音

- ・ 音楽コンテンツの主な流通形態は、パッケージ販売、ダウンロード型音楽配信、ストリーミング型音楽配信及びパッケージレンタルの四つ。
- ・ ストリーミング型音楽配信は私的複製を伴わないが、それ以外は私的複製を伴い得る。ただし、ダウンロード型音楽配信については、1 課金につき複数台のデバイスでダウンロードできるサービス（マルチデバイス・ダウンロード）が提供されている。なお、ダウンロードした楽曲には、現在はデジタル著作権管理（以下「DRM」）技術が施されていないため、消費者は自由に私的複製を行うことができる。
- ・ 現状、これらの私的録音に係る対価は消費者への提供価格に含められておらず、また、小売店や音楽配信事業者、レンタルショップ等が権利者に支払うライセンス料等にも、私的録音に係る対価は含められていない。

2. 私的録画

- ・ 動画コンテンツの主な流通形態は、パッケージ販売、無料放送、有料放送、動画配信及びパッケージレンタルの五つ。
- ・ これらのうち、放送による流通（無料放送及び有料放送）を除いては、DRM 技術により消費者は私的複製を行うことはできない。放送における DRM 技術は関係者により取り決められた放送運用規定に従い導入されており、無料放送の場合と有料放送の場合とで異なる。無料放送については、孫コピーを禁止し複製の回数を 10 回¹までに限定する「ダビング 10」のルールが、有料放送については、複製の回数を 1 回²に限定する「コピーワンス」のルールが一般的に採用されている。
- ・ 放送事業者から権利者に支払われる対価は放送に係る対価であり、消費者の行う私的録画に係る対価は含められていない。

¹ 最後の 10 回目のコピーを行った場合、ハードディスク内のオリジナルの番組は消去される。

² 放送番組をハードディスクレコーダーに録画した後、他の記録媒体に複製した場合、オリジナルの番組は消去される。

II. 補償すべき範囲 (平成 28 年度審議経過報告より)

1. 補償についての基本的な考え方

- ・ 私的複製による不利益が権利者に生じていると評価できる以上は、原則として、権利者への補償が必要である。³
- ・ もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、全ての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのように補償の仕組みを導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要。
- ・ 総体として大量に私的複製が生じているという側面と、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないという側面があることを踏まえ、仕組みを構築していく上では社会的理解を得る必要がある。

2. 音楽コンテンツの私的録音に係る「補償すべき範囲」について

- ・ プレイシフトやバックアップを目的とする私的複製について、権利者に不利益が生じていないとは言い難く、いずれの場合も「補償すべき範囲」に含まれ得るものと考えられる。
- ・ ダウンロード型音楽配信について、コンテンツを購入して最初にダウンロードする部分については、パッケージを購入する行為と同一視でき、音楽コンテンツの購入と一体に行われる複製であることから、補償の必要はないと考えられる。

3. 動画コンテンツの私的録画に係る「補償すべき範囲」について

- ・ 少なくとも映画について、「コピーネバー」を運用しているものについては、補償の必要はないと考えられる。

³ 補償についての基本的な考え方として、私的複製により経済的な不利益が具体的に生じていることを前提として権利者への補償が必要であると結論付けるのではなく、両論併記にとどめるべきである、との意見も示された。

Ⅲ. 対価還元の手段 (平成 29 年度審議経過報告より)

1. 対価還元の手段としての選択肢

- ・ 「私的録音録画補償金制度」、「契約と技術による対価還元手段」及び「クリエイター育成基金」の三つについて検討。

2. 対価還元手段に関する基本的考え方

- ・ 私的録音録画補償金制度は、広範な私的複製を認める現行の 30 条 1 項の規定を前提とし、かつ、そのような私的使用を目的とする複製により、デジタル方式の高品質なコピーが容易に大量に作成されることに伴う補償を権利者に行うために導入された制度。このため、私的複製に係る対価還元手段は、このような広範な私的複製の範囲を維持することを前提とした上で検討を進めるべき。
- ・ 対価還元手段は、どのようにしたら実効性のある（現に権利者にリターンのある）公平で現実的な解決策となるか、各手段の組合せも含め、総合的に探っていくべき。

3. 私的録音・録画の実態

(1) 私的録音の実態 (2017 (平成 29) 年度調査)

- ・ 私的録音の経験者は 40% で、従来から変化はないが、私的録音に使用される機器としては、約 10 年前に主流をなしていた MD 録音機能付きミニコンポ等は減少し、現在は、パソコン及びスマートフォンが多く、また、ポータブルオーディオプレーヤーもそれに次いで多い状況である。録音の音源は、市販 CD やレンタル CD が多い状況は 2014 年時点と変化はない。
- ・ 私的録音の総量の変化については評価が分かれた。有料の配信サービスからのダウンロードの増加等を捉えて、私的録音の減少を主張する見解に対し、現時点において、補償の必要がない程度まで私的複製の量が減少しているものではなく、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとはいえないとする意見があった。

(2) 私的録画の実態 (2018 (平成 30) 年度調査)

- ・ 私的録画の経験者は約 70% であり、私的録画に使用される機器については、ブルーレイディスクレコーダー (HDD 内蔵型) が最も多い点は、2014 年時点と変化はない。
- ・ デジタル放送について、録画経験者による 1 個のテレビ番組の録画データのコピー (ダビング) 回数は「1 個 (1 回)」と答えた人が 83.8% で最も多く、「ダビング 10」というコピー回数の制限上限を大きく下回った。
- ・ 私的録画の理由・事情 (複数選択回答) としては、タイムシフト目的 (「見たい番組の放映時間に、外出していたり、手が離せない場合に、後でみるため」(89.0%) 等) が最も

⁴ 2018 (平成 30) 年度私的録画に関する実態調査関係を除く。

多く、「興味ある番組を保存するため」が約40%であり、その傾向は2014年時点とほぼ変わらない。タイムシフト目的と回答した者による録画番組の平均視聴回数は1回が最も多く(85.3%)、かつ、その番組については71.5%がほぼ毎回視聴後に削除するとの回答であった。

- ・ なお、ブルーレイディスクやDVD等のメディアにテレビ番組を録画等する理由としては、4年前と同様に保存目的が最も多い(88.8%)。ただし、2014年時点と比べ、それらのメディアに録画したとする回答者の割合は減っている(録画経験者の53%→39%)。

4. 私的録音録画補償金制度とその代替措置について

- ・ 対価還元手段の三つの選択肢は、いずれかの手段を採用すれば足りるという性格のものではなく、これらの手段の組合せも含めて、対価還元を実現していくことが必要。
- ・ 私的録音録画補償金制度の代替措置として、契約と技術による対価還元手段と、クリエイター育成基金について検討したが、
 - － 「契約と技術による対価還元手段」については、当事者間で合意される範囲においては有効な手段であり得ることが確認されつつも、「今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能し得るのか、推移を見守っていくことが重要である」とされた。
 - － 「クリエイター育成基金」については、クリエイター育成の趣旨への賛同意見が出されつつ、基金造成のための財源確保や支出の在り方等の課題が指摘され、私的録音録画補償金制度の共通目的事業においてその趣旨を生かしていく形で改善を図ることについて意見が出された。
- ・ このことから、私的録音録画補償金制度に代わり得る対価還元手段がない範囲においては、私的複製の実態があり、かつ、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとは言い難いことを踏まえれば、代替措置が構築されるまでの手当てとして、引き続き、私的録音録画補償金制度により対価還元を模索することが現実的であるとする意見が多かった。

IV. 対価還元の手段（見直しの方向性）

代替措置が構築されるまでの手当てとして、引き続き、私的録音録画補償金制度により対価還元を模索する場合、現在補償金の対象とされていない機器等による複製の実態が見られることを踏まえつつ、現実的かつ実効的な対価還元手段を構築していく観点から、私的録音録画補償金制度と、その他の手段との組合せの是非や可能性等も踏まえ、具体的な制度設計について検討を行った。

1. 汎用機器を私的録音録画補償金制度の対象とする場合の課題

- ・ 特に私的録音については、主たる目的として録音の用に供されている機器のみならず、パソコンやスマートフォンのような汎用機器による私的録音の実態が見られるが、汎用機器を補償金制度の対象とすることについて、三つの問題提起が行われた（①補償金返還制度の実効性の確保ができるか、②録音録画機能の多様な提供主体の責任についてどう考えるか、③課金対象を「機器」「記録媒体」に限定している現状についてどう考えるか。）
- ・ それらのうち、①については、私的録音録画を一切行わない汎用機器の購入者との関係で解決が必要な課題であり、私的録音録画の実態を踏まえて、集合的かつ統計的に補償金額で調整しようとした場合であっても、私的録音録画を行う者を補償金の支払義務者とする現行制度を維持する限り、課題としては残るとの指摘があった。

↓

○ 製造業者等を協力義務者とする制度を改めるべきか否か。

→ 製造業者等を協力義務者とする制度を改めない場合には、私的録音録画の蓋然性が高くない汎用機器に課金することについて課題が残ることを踏まえつつ、他の手段との組合せも含めて、対価還元手段を模索する必要がある。（→「2」「3」へ）

※ なお、上記の点に関連し、私的録音録画補償金制度に関して、併せて、以下の論点も取り上げられた。

- ・ 製造業者等に係る「協力義務」の「協力」の内容及び法的義務である旨の明文化の必要性
- ・ 補償金制度の対象機器等の決定方法（明確性・法的安定性の要請と私的複製の実態との乖離への対応の必要性の要請との調和を実現するためにどうすべきか）（※記録媒体を内蔵した一体型機器への対応も含む）

2. 「私的録音」に関する現実的かつ実効的な対価還元策

<検討の状況>

(対価還元手段について)

① ダウンロード型音楽配信

- ・ダウンロード以降の私的複製は、その総量が少ないことを理由に補償は不要とする意見と、私的複製の実態がある以上、補償は必要であるとする意見の両論があった。なお、このことにも関連し、私的複製が縮小すれば補償金も縮小し、私的複製が増えれば補償金も増えるといった関係にあるとの意見も示された。

② パッケージソフト

- ・私的録音録画補償金制度で対応するのか、契約と技術による対価還元手段により対応すべきかについては意見が分かれた。契約当事者（権利者団体）からは、私的複製の権利制限規定がある以上、レンタル価格等には私的複製に係る対価は含めないとする長年のビジネス慣行があり、そのビジネスモデルの転換を図ることはおよそ現実的ではなく、その転換によって権利者に還元される対価の総量が増加することは考えられないこと等として、契約と技術による対価還元手段の実効性について疑問が呈された。また、私的録音を行う者からの個別徴収の可否は社会的コストとしてのアンバランス論になると考えられるとする旨の意見もあった。

↓

○ 関係当事者の協力により、現実的で実効性のある「契約と技術による対価還元手段」の在り方が構築できるか否か

※ 「音楽配信」と「パッケージソフト」のそれぞれの特性に照らして、その実現可能性の高低に差があり得るのかにも留意。

- 契約と技術による対価還元手段では限界がある部分については、私的録音録画補償金制度による対応を検討する必要があるところ、仮に私的録音録画の蓋然性が高い機器等を補償金の対象としている現行制度を前提にした場合に、私的録音の実態を踏まえ、追加指定すべきものはどのような機器なのか、具体的に明らかにする必要がある（※記録媒体を内蔵した一体型機器への対応や徴収方法の在り方も含む）。

3. 「私的録画」に関する現実的かつ実効的な対価還元策

<検討の状況>

(補償の必要性について)

① 放送番組に付されている録画（ダビング・コピー）の回数制限との関係

- ・ 放送番組の録画は1～2回程度が多く、「ダビング10」の回数制限の上限を大きく下回る実態が確認されたが、これについては、回数が下回るのであれば「ダビング10」自体がそもそも不必要であり、また、DRMが適用されたコンテンツは、私的複製がコントロール可能なため補償は不要であるとする意見があった。他方、「ダビング10」は複製回数の制約に当たらないことや、放送運用規定は総務省情報通信審議会における議論を経て導入されているものであり、具体的なDRM技術は権利者として選択できないとする意見があった。

② タイムシフト目的の録画との関係

- ・ 権利者に経済的不利益は生じないとする意見が出された一方、タイムシフトにより視聴者は利便性を享受しているが、権利者は二次的なビジネスチャンス（パッケージ化・オンデマンド配信等）を失い、経済的な不利益があるとする意見があった。

(対価還元手段について)

- ・ 私的録画に関する対価還元手段として、契約と技術による対価還元手段の提案もあったが、無料放送では放送事業者が視聴者（消費者）から対価を徴収することができないことも含め、視聴者（消費者）による私的録画についてまで契約で対価還元を図るのは不可能等とする意見があった。

↓

○ ①について、「ダビング10」の導入が提言された平成20年の総務省情報通信審議会の中
間答申においては、DRMの採否と補償の要否は切り離して考えるべきだとされていた
ことについて、現在、その後の事情の変化があるのか否か。

○ また、更に、①については、「DRMが適用されたコンテンツは、技術と契約によるコントロールが可能であることから補償は不要」とする意見に対し、権利者がDRMを自由に選択できるわけではないとの指摘や、私的録画についてまで契約で対価還元を図るのは不可能とする意見がある。「ダビング10」というコピー回数の制限上限を下回っている実態もある中で、「DRMが適用されたコンテンツは、技術と契約によるコントロールが可能であることから補償は不要」とする場合、その主張を正当化し得る根拠はあるか。

- ②については、タイムシフト目的の録画について、現行制度の創設の際に検討を行った平成3年12月著作権審議会第10小委員会の報告書において、「私的録画の目的の中では、タイムシフティングが多く、タイムシフティングは権利者に実質的な不利益を生じさせていないのではないかと意見もあることから…具体的な額を定めるに当たっては、これらの意見についても検討する必要がある」とされており、現行制度創設時において既に織り込み済みであると考えられるが、現在、その後の事情の変化があるのか否か。

- 契約と技術による対価還元手段では限界がある部分については、私的録音録画補償金制度による対応を検討する必要があるところ、仮に私的録音録画の蓋然性が高い機器等を補償金の対象としている現行制度を前提にした場合に、私的録画の実態を踏まえ、追加指定すべきものはどのような機器なのか、具体的に明らかにする必要がある（※記録媒体を内蔵した一体型機器への対応や徴収方法の在り方も含む）。